

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第29号**

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当に係る在職期間) 第3条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。 (1)及び(2) 略 (3) 育児休業をしている職員（ <u>当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。</u> ）として在職した期間については、その2分の1の期間 (4)及び(5) 略	(期末手当に係る在職期間) 第3条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。 (1)及び(2) 略 (3) 育児休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間 (4)及び(5) 略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成23年12月1日から適用する。